

令和7年度 市町村助成制度状況一覧																R7.4～		
NO	市町村名	子ども医療(81)										障害者(80)				ひとり親(90)		
		入院					通院					対象範囲	1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】		対象範囲	1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】		
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】(○：自己負担なし)					1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】						入院	通院		入院	通院	
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末							
	福岡県	○		500円	500円		○※1	800円※1	1200円※1	1600円※1		・3歳以上中学生までの精神病床入院費用 ・身体障害者・知的障害者・重複障害者・精神障害者(精神病床費用を除く) ※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ	小学6年生まで 500円/日(低所:300円/日) ※月7日限度 中学生 500円/日(低所:300円/日) ※月7日限度 高校生(15歳)以上 500円/日(低所:300円/日) ※月20日限度	500円/月	母子家庭・父子家庭・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の年度末まで	500円/日 ※月7日限度	800円/月	
400	北九州市	○	○	○	○	○	○	600円	1200円	1600円	1,600円(※5)		○：自己負担なし。 精神病床入院費用は18歳の年度末まで自己負担なし。	○		小学生～18歳の年度末までの子ども○		
500	福岡市	○	○	○	○	○	○	500円(※2)	500円	500円	500円	3歳以上18歳年度末までの精神病床入院費用	○			小学生～18歳年度末まで○		小学生～18歳年度末まで 500円/月
003	大牟田市	○		○			○	○		500円(※9)								
004	久留米市	○		○			○	○	1000円	1600円		小学生以上対象 ※就学前までは、すべて子ども医療で対応	小学生・中学生入院 ○ 入院高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小学生から中学生までの「入院」○		
005	直方市	○	○	500円	500円		○	○	800円(小3まで) 1200円(小6まで)	1600円			○					
006	飯塚市	○	○		500円		○	○	1200円	1200円			○：自己負担なし。 精神病床入院費用については、18歳に達する日以後の最初の3/31まで対象で自己負担なし、ただしそれ以上は対象外。					
007	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		中学生以上 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限)					
008	柳川市	○	○	○	○		○	○		500円			3歳～中学生○	3歳～未就学○ 65歳以上○		小中学生○		小中学生 500円/月
011	八女市	○	○	○	○		○	○	○	○			入外とも 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から 中学生○			入外とも 小中学生○		
012	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	1000円	1000円	1000円		18歳年度末まで○ ※精神病床の費用も対象			18歳年度末まで(子ども)○		
013	大川市	○		500円			○	600円	1200円	1200円				65歳以上○				
014	行橋市	○		500円		500円	○		600円		600円							
015	豊前市	○	○	○	○		○	○		800円								
016	中間市	○		○		○	○		600円		1600円(※5)		3歳誕生日の翌月から高校生年齢まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)○			中学生から高校生年齢まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)○		
017	小郡市	○	○	500円	500円		○	800円	1200円	1600円								
018	筑紫野市	○	○	○	○		○	○	○	1200円			3歳～中学生○	3歳～小学生○		3歳～中学生○		3歳～小学生○
019	春日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		入外とも 3歳～高校生○ ※精神病床の費用も対象			入外とも 就学後～高校生○		
020	大野城市	○	○	○	○		○	○	○	1200円			3歳～中学生○	3歳～小学生○		小中学生○		小学生○
021	宗像市	○			○		○		500円	500円	500円		18歳に達する日以後の最初の3/31まで○			子ども○ (小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)		子ども500円/月 (小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)
022	太宰府市		○	○	○	○	○	○	○	1200円 原則○	1600円 原則○			中高生 子ども医療より優先			中高生 子ども医療より優先	
023	福津市	○		500円			○		600円	1600円								
024	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		就学前(3歳以上)から18歳に達する日以後の最初の3/31まで○(※10)	就学前(3歳以上)から18歳に達する日以後の最初の3/31まで○		小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者○		小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者○
025	宮若市	○	○		500円		○	○		1200円			小学1年生から中学3年生 一般500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日上限) 精神病床入院費用対象 中学卒業から65歳未満 一般500円/日(月20日限度) 低所得300円/日(月20日限度) 精神病床入院費用対象外 65歳以上○	小学1年生から65歳未満 500円/月 65歳以上○				
026	朝倉市	○	○	500円	500円		○	○	1200円	1600円								

令和7年度 市町村助成制度状況一覧														R7.4～			
NO	市町村名	子ども医療(81)										対象範囲	障害者(80)		対象範囲	ひとり親(90)	
		入院					通院						1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】			1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】	
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】(○：自己負担なし)					1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】						入院	通院		入院	通院
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末						
027	高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神障がい者の精神病床入院に係る医療費 ※上記以外の重度障がい者医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成	6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども○ ※上記以外のひとり親家庭等医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成	
028	みやま市	○	500円/日(月7日限度)				○	600円	800円					65歳以上○			
029	糸島市	○	500円				○	800円	1200円	1200円			中学生入院 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限) 中学生の精神入院費用対象 65歳未満・65歳以上 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)				
052	那珂川市	○	○	○	○	○	○	○	○	1200円							
054	宇美町	○	○				○	○	500円				中学生まで 子ども医療適用 高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)	中学生まで 子ども医療適用	中学生まで 子ども医療適用	中学生まで 子ども医療適用	
055	播磨町	○	○				○	○	500円(※6)				3歳以上から中学生○ 高校生以上入院 一般500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	3歳以上から就学前○ 小学生以上 500円/月(薬局を除く)(※6)	小中学生○	小中学生 500円/月 薬局を除く(※6)	
056	志免町	○	○				○	○	500円				中学生入院 500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度) 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)		小中学生○	小中学生 500円/月 薬局を除く	
057	須恵町	○	○				○	○	500円(※6)				3歳以上から中学生 子ども医療適用 高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)		小中学生○	小中学生 500円/月(※6)	
058	新宮町	○	○				○	○	500円				○		就学前 子ども医療適用 小学生以上高校生世代○ ※上記は子どもの場合。	就学前 子ども医療適用 小学生以上高校生世代 500円/月 ※上記は子どもの場合。	
059	古賀市	○	○				○		○				6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるものから18歳年度末まで 500円/日(月3500円を上乗) 低所得300円/日(月2100円を上乗) 精神病床入院費用対象 18歳に達した4月1日以降 500円/日(月1000円を上乗) 低所得300円/日(月6000円を上乗) 精神病床入院費用対象	6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるもの 500円/月(上限)			
060	久山町	○	○				○	○	500円	500円			3歳から高校生世代○ それ以上 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	3歳から就学前○ 小学生以上 500円/月	小学生から高校生世代○	3歳から就学前○ 小学生から高校生世代 500円/月	
061	粕屋町	○	○				○	○	500円(※6)				3歳から中学生 子ども医療適用 高校生以上入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)		小中学生○	小中学生 500円/月 薬局を除く(※6)	
067	戸屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		18歳に達する日以後の最初の3/31まで○ 18歳に達する日以後の最初の3/31までの精神入院費用対象	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	
068	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象 19歳以上一般 500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限)	18歳年度末まで○	18歳年度末まで○	18歳年度末まで○	
069	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○	500円(※3)				18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで精神入院費用対象		18歳に達する以後の最初の3月31日まで○	18歳に達する以後の最初の3月31日まで 500円/月	
070	通賢町	○	○	○	○	500円	○	○	○	○	1,600円(※5)		中学3年生まで○ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 500円/日(低所得：300円/日)※月7日限度 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神入院費用対象	中学3年生まで○	中学3年生まで○	中学3年生まで○	
071	小竹町	○	○	500円	500円	500円	○	○	1200円	1600円	1600円						
072	鞍手町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		高校3年生まで○ 高校3年生までの精神入院費用対象 65歳以上入院 一般500円/日(月10日限度) 低所得300円/日(月10日限度)	高校3年生まで○	高校3年生まで○	高校3年生まで○	

令和7年度 市町村助成制度状況一覧														R7.4～			
NO	市町村名	子ども医療(81)										対象範囲	障害者(80)		対象範囲	ひとり親(90)	
		入院					通院						1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】			1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】	
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】(○：自己負担なし)					1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】						入院	通院			
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末						
075	桂川町	○	○	500円			○	○	600円	600円		○ 精神障害健康福祉手帳取得による受給者の精神病床への入院は18歳に達する以後の最初の3月31日まで対象 ※小学校就学前の児童は、子ども医療を優先		12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと 500円/日 (月3500円を限度)	12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと 800円/月		
096	大刀洗町	○	○	500円	500円	500円	○	○	1000円	1000円	1000円	18歳年度末 (精神入院：18歳年度末) 500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度)	18歳年度末 1日500円/月				
098	大木町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○		中学3年まで○			
103	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	入外とも 高校生○		入外とも 高校生○			
111	香春町	○	○	○	○		○	○	○	○							
112	添田町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生まで精神入院費用対象		中学3年まで○			
114	糸田町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 精神病床入院費用については、小学生まで自己負担なし。		中学3年まで○			
115	川崎町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生までの精神病床入院費用対象		中学3年まで○			
118	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象		18歳年度末まで(子ども)○			
119	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 精神入院費用対象		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○			
120	苅田町	○	500円			500円	○	600円			600円(※4)						
125	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	800円		800円	3歳～中学3年生 ○ 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上一般 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)		○			
129	筑前町	○	○	500円	500円		○	○	1200円	1600円							
130	東峰村	○	○	○	○	○(※7)	○	○	○	○	○(※7)						
131	上毛町	○	○	○	○	○(※8)	○	○	500円(※8) 調剤○								
132	築上町	○	○	○	○	○	○	○	600円 ※所得制限なし ※調剤無料			身体障害者手帳3級(1050以上) 所得制限あり	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで一般500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度) 精神病床入院費用対象 (就学前までは子ども医療を使用)	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで500円 調剤：無料			
133	福智町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生までの精神入院費用対象	○	中学3年まで○			
134	みやこ町	○	500円			○	600円										

県産 償還払いです(窓口で支払が必要です)
なお、県外受診や他医療併給等で償還払いとなる場合があります。

R7.1～

子ども医療について

(※1)福岡県:薬局での自己負担なし。

(※2)福岡市:3歳児精密検査の場合は、自己負担500円なし。

(※3)岡垣町:月額上限500円(1医療機関ごと)

(※4)苅田町:月額上限600円(1医療機関ごと)

(※5)北九州市・中間市・遠賀町:月額上限1,600円(1医療機関ごと)

(※6)篠栗町・須恵町:いずれも1医療機関ごと

(※7)東峰村:①ひとり親家庭等医療費助成受給者
②就業している者、婚姻している者。
①と②に該当する者は対象外。

(※8)上毛町:①医療保険各法の被扶養者でない者(国保被保険者を除く)。
②婚姻している者。
①と②に該当する者は対象外。

(※9)大牟田市:月額上限500円(1医療機関ごと)

(※10)精神障がい者(就学前(3歳以上)～高校生世代以外)は精神病床への入院は対象外

障害者・ひとり親医療について

「空欄」については福岡県に準じる。